

# 会 議 要 旨

1 会 議 名 第7期 北九州市人権施策審議会 第2回会議

## 2 議 題

- (1) 令和元年度の人権教育の取組みについて
- (2) 令和元年度の人権啓発の取組みについて
- (3) 「北九州市人権行政指針」の第2次改訂について
- (4) その他

3 開催日時 令和2年2月14日(金) 13時55分～15時45分

4 開催場所 北九州市人権推進センター 研修室

## 5 出席者氏名

(委 員) 中島俊介、大島まな、小倉知子、河嶋静代、古賀由美子、  
小村洋一、城田泰子、服部祐充子、火箱 要、福永克巳、  
吉田ゆかり、脇 文子 計12人  
(欠席委員2人：尾形由起子、児玉幸子)

(事務局) 教育委員会参事 ほか関係職員 計11人

## 6 議題、議事の概要

### (1) 令和元年度の人権教育の取組みについて

教育委員会人権教育・事業調整担当課長より、令和元年度に実施した社会教育の取組みについて説明。主な意見、質問及び回答は次のとおり。

- ・人権学習講座について、講演会形式は「受身」になりがちであることを課題として挙げているが、やはりその場では納得していても、身につかないことが多い。ワークショップ等体験型の講座を多く取り入れていただきたい。
- ・特別人権授業は、開催する学校をどのように選定しているのか。学校側から希望を募るのか。義務教育との連携は社会教育上重要である。全市的にカバーできているのかが気になる。

(回答) 開催校については、学校からの要望という場合もあるが、今年度については、過去の開催歴が少ない区、校種から候補を選んだ。学校側と協議を重ね、希望する内容に沿った講師を紹介した。学校を通じて地域への声かけも実施している。今後も連携を広げていきたい。

- ・テーマとして子どもの虐待について取り組んでほしい。周囲に気づきを促す場、子どもの発信を促す場を作っていただきたい。アドボケートの育成を要望する。
- ・テーマとして、虐待との関連で介護も取り上げてほしい。介護で苦しむ人への救い、高齢者虐待の防止を、ぜひ社会教育の中で実践してほしい。

(2) 令和元年度の人権啓発の取組みについて

人権文化推進課長より、令和元年度に実施した人権啓発活動の取組みについて説明。主な意見、質問及び回答は次のとおり。

- ・PTA 研修としても、人権に関する事は良いテーマとなる。研修を企画する側として、人権啓発推進者養成講座を受講してみたい。受講は可能か。  
(回答) 人権啓発推進者養成講座は、PTA も含め、企業等にもご案内している。研修内容についての提案を受けることもある。
- ・人権週間講演会への参加者は、どの年齢層が多いか。若い世代、子どもたちには、学校以外でも主体的に人権を学ぶ場が必要である。ぜひ工夫して呼び込んでほしい。  
(回答) 50歳代～70歳代が中心。平日開催の場合は市政だよりを見た市民や、会社の研修として参加する会社員が多い。今年度のはるな愛さんの講演は、ロコミによる集客で若い世代の参加者が多かった。
- ・講演会を実施すると、「YouTube で公開してほしい」という声が増えている。講演に行けない人のためにも、動画や SNS の活用について検討してほしい。  
(回答) 今年度より LINE での広告を実施したほか、今後は Twitter を活用した広報も検討している。

(3) 「北九州市人権行政指針」の第2次改訂について

人権文化推進課長及び教育委員会人権教育・事業調整担当課長より、「北九州市人権行政指針」の第2次改訂案について説明。主な意見、質問及び回答は次のとおり。

■第1編 北九州市人権行政指針について■

- ・「SDGs」に関する記載について、「SDGs 未来都市」「グリーン成長都市」という初めて出てくる言葉には、注釈を入れた方が良い。
- ・横軸の考え方が追加記載されているが、イメージしにくい。具体例を挙げるなど工夫できないだろうか。
- ・市民の役割に「思いやり」や「ふれあい」といった言葉が出てくるが、「人権」は権利であるため、違和感を覚える。
- ・学校教育での基本的な考え方の部分に、道徳教育についても盛り込んでもらいたい。

- ・道徳教育と人権教育には重なる部分もあるが、道徳の中身は、人によって様々な考え方がある。道徳と人権とは分けて考えた方が良いのではないか。
- ・社会教育における「学習サイクルの確立」という表現があるが、「学習」よりも「学び」という表現が適しているのではないか。「北九州市生涯学習推進計画≪“学びの環”推進プラン≫」の「学び」と同じことを示しているのだと思う。

#### ■第2編 北九州市の人権に関する取組み状況について■

- ・ハラスメントについて、女性を対象にした「マタニティハラスメント」が挙げられているが、最近では「パタニティハラスメント」という男性を対象にしたものも問題になっている。男性も含む表現を検討してほしい。
  - ・ヘイトスピーチについて、「啓発に努めます」とあるが、何の啓発に努めるのか。目的物を記載した方が、文章として分かりやすいと思う。
  - ・子どもの人権について、『『子どもの権利条約』にうたわれた4つの権利』とは何か、具体的に記載してほしい。
  - ・犯罪被害者等の人権について、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の取組みについても加えてはどうか。
  - ・「男女共同参画社会」の説明が簡易すぎるのではないか。補足説明を加えるか、男女共同参画社会基本法の定義に沿った表現を検討してほしい。
- (回答) 所管課と調整のうえ、対応を検討させていただきたい。

#### ■資料編■

- ・資料編には、「女子差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」の掲載を検討してほしい。条約を知らない若い世代も多く、掲載されれば周知に活用したい。

#### ■今後の人権施策の方向性について■

- ・人権擁護委員は、子どものSOSミニレターや、企業訪問など様々な活動を行っている。企業訪問については、行政からの声かけによって円滑な実施が可能となることも多く、指針にある「連携」をお願いしたい。
- ・社会福祉協議会でも、地域福祉活動計画の策定を進めている。人権啓発を計画の中にどのように盛り込んでいくか、指針とともに考えていきたい。
- ・企業としては、改訂後の指針を会社の施策に落とし込む必要がある。会社の制度と人の心の面との両立が難しいが、バランスの良いものにしていきたい。

7 問合せ先 保健福祉局人権推進センター人権文化推進課  
電話 093-562-5010